

業務瓦版

2011年 9月 20日

第 1 号

JR東海労新幹線地本
業 務 部

構内操縦作業のビデオ撮影の問題で協議せず！

< 撮影中止の申し入れで窓口折衝 >

2011年7月から8月にかけて、三島車両所および東京修繕車両所の構内操縦担当者に対して、入換作業風景をビデオで撮影するという行為が行われていることに対して新幹線地本は、「プライバシーの侵害、個人情報保護法に抵触する違法行為、コンプライアンス上大きな問題、安全確保の上で問題」ということで直ちに中止することを8月26日に申し入れました。また、中止の申し入れ後も撮影が続いていることに対して再申し入れを行いませんでした。しかし、会社は、9月20日、「法律上なにも問題ない。確認して終わったら消している。内容の何が問題か理解できない」と開き直るような回答をしてきました。また、添乗された組合員からの苦情申告に対しても「苦情処理会議は開催しない」という姿勢であり、対立を確認しました。

「法律上まったく問題ない」「苦情処理会議に当たらない」と全て拒否！

【 申2号 「構内操縦による入換作業のビデオ撮影中止を求める申し入れ」 】

1. 入換作業のビデオ撮影を直ちに中止すること。
2. これまでに撮影したデータについてはすべて消去し、該当者にそのことを文書で伝え、謝罪すること。
3. 今回の撮影に至った経過について詳細に明らかにすること。
4. 今後一切このような違法行為は行わないこと。

会社：申2号については交渉を設ける考えはない。交渉の付議事項に当たる内容とは思わない。

組合：それは認められない。再検討すること。

会社：現場教育であり、申し入れにあるような法律上の問題があるとはまったく考えていない。

組合：法律上の問題はないのか。

会社：まったくくない。

組合：行政機関からの指導（経産省が平成20年に出した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」）に対してもまったく問題ないということか。

会社：行政指導に当たるものではないと考えている。法律に抵触するとはまったく考えていない。

組合：対立である。まったく見解が違う。

会社：教育を目的として業務としてやっている。今から撮りますと言って撮って、確認して終わったら消している。内容の何が問題か私には理解できない。まったく問題ないと思っている。

組合：そのような回答に驚いた。プライバシーに関わることではないのか。

会社：目的、態様、内容も教育上有効であり問題ないと考えている。

組合：教育というのであれば、実際に業務中の電車ではなく、教育用に電車を一本とってやるべきではないのか。安全上からも。

会社：実際の仕事ぶりを客観的に自分で振り返るといのは意味があると思っている。

組合：本人が「撮らないで下さい」と言っている。

会社：仕事だからやってもらわないと困る。

組合：仕事といえば何でもかんでもとはならない。

会社：目的と内容から言って何も問題ないと考える。

組合：私たちは問題あると思っている。対立を確認する。

公共交通機関であるJR東海は、法律を遵守し、協約に則り労使協議の場を設定しろ！

【 申5号 「構内操縦による入換作業のビデオ撮影中止を求める再申し入れ」 】

1. 車両所における構内操縦担当者に対するビデオ撮影を直ちに中止すること。
2. 一方的にビデオ撮影された組合員からの苦情申告に対して、苦情処理会議を開催すること。

組合：（申し入れ後も撮影が続いているため）ビデオ撮影の中止について再申し入れをする。

会社：先ほど（申2号）と変わらないということで今回答する。

組合：苦情処理会議もちゃんと開催すること。

会社：ここはその話しをする場ではない。それについては苦情処理の担当者と話している。

組合：もう一度申し入れをしっかりと検討して、法律をしっかりと守ること。

会社：法律は守っている。回答は同じである。

組合：行政機関からのアドバイスは、これは法律上も問題があるということだが。

会社：何のことか分からない。

組合：個人情報保護法に抵触する恐れがあるということだ。

会社：いや、ないと考えている。回答は同じである。

組合：対立を確認する。

以 上

***私たち新幹線地本は職場の組合員・社員の声をもとに、安全で働きやすい労働条件および職場環境の改善に向けて、今後も会社に申し入れを行い問題解決に向け協議していきます。問題点や要望事項等があればJR 東海労新幹線地本までお知らせ下さい。**